

第三十回国会 大蔵委員会議録 第二十六号

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事押谷 富三君

理事小山 長規君 理事坊 秀男君

理事山下 春江君 理事石野 久男君

理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君

輿田又十郎君 加藤 高藏君

嶋田 宗一君 小西 寅松君

進藤 一馬君 田邊 國男君

竹下 登君 西村 英一君

濱田 幸雄君 福田 一君

福永 一臣君 細田 義安君

毛利 松平君 山本 勝市君

石村 英雄君 春日 一幸君

久保田鶴松君 竹谷源太郎君

廣瀬 勝邦君 松尾トシ子君

山下 榮二君 横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長) 國稅庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

議員 平岡忠次郎君

大蔵事務官 (主税局長) 塩崎 潤君

大蔵事務官 (主税局長) 二課長) 古國 二郎君

大蔵事務官 (主税局長) 二課長) 古國 二郎君

專門 員 抜井 光三君

三月二十五日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一八二号)(参議院送付)

所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、衆法第五九号)

は本委員会に付託された。

三月二十四日

揮発油税等引上げ反対に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一二波多野元二)(第四五七号)

同(東京都千代田区丸の内三の四全同石油産業界労働組合協議会長菊池清一)(第四八九号)

高級織物の物品税新設反対に関する陳情書(観音寺市茂西町筒井峰吉外百六十九名)(第四六二号)

同(兵庫県商工会議所連合会会頭岡崎真一)(第五〇八号)

同(名古屋市市中区袋町二の六織物課税反対東海地区同盟委員長杉山光雄外四名)(第五〇九号)

同(呉商工会議所会頭浦辻巖)(第五一〇号)

同(津島市長水谷雄二外一名)(第五七九号)

同(一官市議會議長生田千代春)(第五八〇号)

同(鹿兒島県村議會議長長現王園直吉)(第五八一号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)

三田四国町二の一五砂糖税引下げ期成同盟本部長若原謙(第四八八号)

為替貿易に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第四九〇号)

鹿屋市に国民金融公庫支所設置に関する陳情書(鹿屋市長永田良吉外二名)(第五二七号)

室内装飾品及び茶道具に対する物品税反対に関する陳情書(東京都文京区本郷一の九中村三造)(第五二九号)

砂糖消費税撤廃に関する陳情書(鹿兒島県村議會議長長現王園直吉)(第五五九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、衆法第五九号)

勝市君。

○山本(勝)委員 この際、御要求に従いまして、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について、税制並びに税の執行に関する小委員会における審議の状況を御報告申し上げます。

この法律案の内容につきましては、さきに本委員会で政府から説明がありましたので、すでに皆さんも御承知のことと存じます。ここではごく簡単にその要点に触れることにいたしますが、すなわち、この法律案は、現在酒類については物価統制令に基く最高統制価格、俗に言うマル公がありまして、それは法律上最高統制価格ではありませうけれども、酒税の確保のため、政府当局においても、これが最高価格であると同時に、最低価格となるように指導してきた関係もありまして、事実上酒税の確保並びに業界の秩序に貢献をいたしてきたことは事実であります。それが、経済情勢の変化に伴いまして、幾多の矛盾を生じて参りましたのみならず、いわゆるそのマル公そのものも、ややもすればその維持が困難なような情勢が現われて参つたのであります。

それで、政府としては、国家財政に重要な地位を持つ酒税の保全に支障を来たすことのないように、また酒類の内容に、酒類の価格制度についてあらかじめ法律的な準備を整えておこうとするとともに、酒類業組合等の運営に關しても若干の改正を加えることと

しようとするものであります。まず第一に、酒類価格制度として、協定価格のほかに基準販売価格、制限販売価格及び再販売価格の制度を設けることといたしております。第二に、最近における立法例及び現行法の実施状況に照みまして、酒類業組合について理事会制度を設けることとするともに、合理化のためのカルテルを締結することができるとするなど、規定の整備をはかることとしております。

本案につきましては、去る五日にこの大蔵本委員会において政府側より提案理由の説明があつて、次いで十日に小委員会にその審議をゆだねられたのであります。小委員会におきましては、翌日の十一日以来熱心に審議を重ねて参りました。前例のないほど熱心にやりまして、時間と場所の許す限り、正直に申しましてやめて参りました。場所のないときは委員長室までも使つてやり、夕方までやってきました。な次第であります。いろいろ問題は質疑を重ねるにつれてだんだんと明らかになつてきております。実態も明らかになつてきております。

そういう次第であります。問題点の若干を申し上げますと、まあ詳しいことは速記録についてごらんを願うことにいたしますが、大きな問題点といたしましては、この価格、マル公というものがあるが、それが、価格の自由を認めることによつて経済の正常化をはからうというねらいは、同時に生産が自

由ということではなければほんとうの機能を得ないのではないか。ところが、米の統制があつて自由取引が禁じられておる。その他いろいろ理由から生産の方が縛られておるために、たとい価格に屈伸性を与へても、ほんとうに正常化はむずかしい点がありはしないか。生産の方の統制をどうしても続けなければならぬという実情ならば、価格の方も、最高とか最低とかいうのではなくて、定価といひますか、むしろ一定の値段にきめた方が筋が通るのではないか。価格に屈伸性を与へるならば、生産の方も同時にこれにアダプトできるようにしないと、その間にかえつて矛盾を多くしはしないかという点が一つ問題になりました。それから、もう一つ大きな問題になりました。それは、独禁法とこの法案の内容になつておられます。これは御案内のことです。詳しくは申し上げる必要はありませんが、酒税確保という一つの大きな使命を持つておられますので、独禁法の例外としてこの法案が認められておるといふ公取の説明でありました。しかし、競争というものは、これは経済の生命でありますから、その生命を失うような独占を認めるということは、単に酒税を確保するといつたような小さな理由では認むべきではないのではないかと。むしろ独占というものを認めさせてまで酒税を確保するといふのは軽重を誤まつてははしないか、という点が大きな問題になつたのであります。私はだんだん問題が明らかになつてきておることは喜んでおる、これは現在の状況では幾多の矛盾があることは事実であり、このまま放

置できないということを考へておられますけれども、審議の過程で問題になつたこれらの問題は、かなり重要な問題であるといふふうな考へたのであります。それで、特に今の独禁法の関係について不明の点が残つておるからといふことで、実はなお六名ばかりの委員の諸君から質疑の申し込みがありまして、本日も実は私は午前中からその審議を継続するようにすでに委員諸君にも知らしておつたのであります。何分小委員会のことでありますので、本委員会が予定外に出て参りますので、いつでも時間も場所もとられてしまふのであります。やむを得ず午後にお返しおるような次第であります。

そういうわけで、簡単ではございませぬけれども、中間報告と申しますか、経過の御報告をいたした次第でございます。御了承を願ひます。

○早川委員長 これにて小委員長の審議経過の報告は終了しました。午後一時再開することにし、暫時休憩いたします。

午後四時七分開議
休憩前に引き続き會議を開きます。

本二十五日付託になりました平岡忠次郎君外六名提出にかかる所得税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。平岡忠次郎君。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「使用人の給料」の下に「納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族(その年一月一日現在において年齢十五歳未満である者を除く)で、当該納税義務者の経営する事業で不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべきものに従事するものが当該事業から支給を受ける給与を含む。但し、その給与の金額が、労務に従事した期間、労務の提供の程度、労務の性質並びに当該事業の種類及び分量等に応じて通常受べき給与の金額に比して著しく多額と認められるときは、その著しく多額と認められる部分を除く。」を加える。

第十一条の二を次のように改める。

附則
第十一条の二 削除

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法の規定は、昭和三十四年分以後の所得税について適用し、昭和三十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

理由
最近における租税負担の状況にかんがみ、所得税の所得金額の計算に関する規定を改正して、所得税の軽減及び合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
最近における租税負担の状況にかんがみ、所得税の所得金額の計算に関する規定を改正して、所得税の軽減及び合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、平年度約二十億円である。

○平岡委員 たいだいま提案されました所得税法の一部を改正する法律案の提案理由説明を申し上げます。

最近、鳥取、徳島などを中心として農業法人化の問題が惹起し、本委員会においても重要な問題として論議されましたが、この問題の発端は、農業並びに中小企業者などの租税が比較的過重であるところに原因していると存するのであります。この法律案は、この過重な租税負担の現状にかんがみ、所得税法第十条第二項中「使用人の給料」を「使用人の給料(納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族(その年一月一日現在において年齢十五歳未満である者を除く)で、当該納税義務者の経営する事業で不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべきものに従事するものが当該事業から支給を受ける給与を含む。ただし、その給与の金額が、労務に従事した期間、労務の提供の程度、労務の性質並びに当該事業の種類及び分量等に応じて通常受べき給与の金額に比して著しく多額と認められるときは、その著しく多額と認められる部分を除く。）」と読みかえ、農家や中小企業など当該事業から支給を受ける親族の給与を総収入金額から控除すべき経費とすることを中心とするものであります。

農家、中小企業者などの租税負担の過重な現状を御覧の上、慎重審議され、一日も早く可決されることをお願ひ申し上げます。

右、提案理由の説明といたします。

○早川委員長 これにて提出者の趣旨説明は終了しました。

○早川委員長 次に、内閣提出にかかる所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 所得税法及び租税特別措置法はきわめて重要な法案でありますから、大臣の出席を委員部にお願ひしておいたのですが、どうなりましたか。

○早川委員長 再三委員部から出席を要求したのですが、渉外事項がありまして、渉外事務のためにちよつと出られませんでしたので、御了解を得てもらいたい、こういうことでございまして、政務次官と主税局長がかわつて御答弁いたします。

○横山委員 決して次官及び局長に不服を申し上げるわけではないのですが、この二つの法案は今まで審議を特におこなつておりませんし、きわめて重要な法案で根本的な点をただしたいと思つておるのです。本日法案を上げるということならば、当然、どういふ渉外関係があるか知りませぬけれども……。

○早川委員長 なお、出席をあらためて渉外事務が終了次第要求してありますから、それまで政務次官、主税局長に御質問願ひます。

○横山委員 それでは、しばらく大臣がいらっしゃるまで政務次官にお尋ね

い申し上げます。

をいたしたいと思ひます。

所得税法並びに租税特別措置法は、今度の税制改正の中で、直接税の中では大きな柱になっているわけですが、今大蔵委員会で問題の中心になっておりますのは間接税です。けれども、だからといって、この直接税関係の法案が国民生活に及ぼす影響からいって、重要でないとはだれしも思つておりませんし、これこそ将来を下するものとして一つはつきりしなければならぬ点が多々あると思ひます。それで、政務次官にお伺いしたい第一のことは、一体今度の減税について、特に直接税、間接税を通じてありますが、どうしてお考えでこれが上程されておられるのか。ことさら今ごろ聞いてはおかしいのですけれども、しかしもう一べんこの際ただしておきたいと思うのであります。今度の税制改正はどういうところをねらつてなされておられるのかという点であります。

○山中政府委員 広範なる御質問であります。私も、国税、地方税を含めまして、平年度七百億を減税するという立場としての公約を国民にいたしておられる立場もありませんし、反面また租税負担の国民の現状から顧みまして、所得税あるいは地方税、物品税、入場税等、今提出されております品目個々に減税の程度を定めていったわけでありまして、基本的には、予算の構想から見まして、七百億円の平年度減税は可能であるということをお前提といたしまして、初年度の必要額を減税として計上いたして参りました。

○横山委員 私の申し上げている点のはつきりしていないかもしれませぬけれども、どこに今度の税制の中心がある

かということを開きたいゆえんのもの、これは一体どうなさるのかというところへつないでいくわけですが、今度の税制の中心が、うたい文句としては、低額所得者の減税と中小企業の経営改善というふうには、私は大臣からいつかの本会議でありましたか聞いたことがあつたわけでありまして、ところが、審議を重ねていくに従つて、幾つかの矛盾が出てきたわけでありまして、第一の矛盾は、公約の額が実行されていなくということですが、何回も本委員会でお伺いしましたが、何回も本委員会でお伺いしたとしておられます。今度実施をされる初年度の減税額はわずか五百数十億円にすぎない点が第一に指摘される。第二番目には、地方税の減税を予定通り実行できなかつたということが矛盾として出てきておられます。第三番目の問題点として、予算委員会なり本委員会では指摘をされたことは、水増しの見込みがある。

自然増が相当多く含まれておつて、苛斂誅求のおそれありという点について問題にされておられます。第四番目は、約束されなかつた増税が行われておられることである。これはガソリン税でありますし、それから織物消費税もあるわけですが、この四つの問題を分析してみますと、政府が今回減税をするに當つて考えたことが少しはつきりしなくなつてきているわけですが、そこで、私は、あらためて、先ほど、今度の減税はどういうつもりでなさつておられるのかということをお伺いしておるのであります。そのことは、これからどういふふうになさろうとするのかということをお伺いしたい前提として聞いて

おるのでありますから、私の質問の説明が足りなかつたら、以上のことを御勘案の上御答弁を願ひたい。

○山中政府委員 第一点にお答えをいたします。私どもの公約いたしました減税平年度七百億というものは、初年度五百数十億で話にならぬじやないか、実際は少しじやないかということでありまして、これは当然私どもの減税額は平年度というものを前提に申し上げておるのであります。初年度としましてはそれがフルにいかないことは、これは税法上仕方がないことでありまして、これは国民の了解も私は得られ得るものと信じて、私どもは減税の総額において公約を果したと考へております。

なお、その中身の問題で、第二点として、地方税が当初の約束通り減税が実行されなくて、大いに少くなつたのじやないかという御指摘であります。これは、これはその通りでございます。これは、一つには、私どもの成長の計算をいたしました当初の公約の中身に、ある程度急いだために慎重を欠いたきらいがあつたことも、私は否定できなかつたと思ひます。たとえば、固定資産税等のごときは、百数十億の一応の予定をいたして減税の中身としてうたつたのであります。実際に資産の評価等が統一されておらず、減税を行つても、評価をいじめる者は町村長でありますので、そこらの点等が非常な論点となりまして、結局御承知のような少額の固定資産税の減額に落ちつかざるを得なかつた。そういうような点の不備が伴ひまして、私どもの予期いたしました内容としての地方税は大幅に減額をしたということ、私は

率直に認めたいと思ひます。なお、国税の方面におきまして減税を一方にやるようにしておるが、実際は水増し等を行つておるから、それは徴税強化等の要素も反面に含むものであるというふうな話でございます。これは、私も内部におきまして、企画庁その他で、政府で示しました経済成長の伸び並びに今年度の徴税実績とそれに立つた見通し等を十分勘案いたしました。来年度はこの程度で、徴税強化を前提としなければ決して消化できないようなものでないというところを、それぞれ徴税当局あるいは主税当局その他首脳部におきまして十分検討をいたしまして定めたつもりでございます。大臣からも累次申し上げておられますように、そういう水増しをやつたために、徴税強化をやる意思はございませんし、そのおそれもないと考へております。

なお、公約々々と言つて、約束以外の増税をやつておるじやないか、増税の方は公約しておらぬじやないかという点でございますが、これは、私どもといたしましては、御指摘のガソリン税につきましては、反面におきまして一兆円の道路五カ年計画というものを作成いたしました。これを公約いたしておりますので、この公約を果しますために、その財源措置といたしまして、今日まで議論され質疑応答で明らかにいたしましたようないろいろの経過を考へ、環境を考へまして、その財源をガソリン税に仰いだ、従つてガソリン税の増税という結果になつたのであります。これは基本的な公約実現のための財源措置であると私どもは考へております。

なお、織物課税につきましても、御指摘の点はあるいはごもつともかとも思ひますが、私どもが提案いたしました際にございましては、物品税の課税されておられる千品目近くの品目を見まして、やはり織物の中で高級なものに對しても、一応の高級織物課税というものが課税されていかなければ、税体系上おかしいではないかというような議論等がありまして、これも踏み切つたわけでありまして、しかしながら、党の方において、今いろいろと社会党も含めまして御相談になつておる傾向もありませんので、この先行きにつきましてはまたあらためてお話し申し上げたいと思ひます。

○横山委員 少し議論になるので避けたいと思つておるが、山中さん個人に、私は少し、そうおっしゃるならば、ただしたいと思つておる。それは、減税公約というものは、別な角度で増税を伴つても、何ら選挙民に対する気持の上で矛盾を感じないのかということとあります。減税をするということと別な角度で増税をするということについて、あなたも国会議員として矛盾をお感じになりませんか。少くとも七、八百億ないし八百億の減税をするに天下に約束した際に、ほかのことで増税するのだから、何ら選挙民に對して公約違反にならぬというふうには、ほんとにあなたは考へておられますか。

○山中政府委員 私が大蔵政務次官に就任いたしました第一回の質問が横山委員であり、その内容が間接税をどう扱ふつもりかということから出発いたしました。因縁等もありまして、横山委員の御指摘される点について私も率直にお答えしたいと思ひますが、私ども

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十六号 昭和三十四年三月二十五日

が公約いたしましたものは、減税の平年度総額幾らということ公約いたしました、それは実行したということも申し上げました。また、他面におきましては道路の公約をして、従って、その財源措置については、公約の中で全部の一般財源でまかないますということも言っていないのでありますから、公約の基本を果しますために、やむを得ず財源措置をガソリン税の増徴に求めたということであつて、このことは、道路公約を果さんとする政府の立場を国民に訴えます際に、その了解を得られる範囲のものであると考えておるのであります。

○横山委員 大きにそこは議論のあるところでありまして、少くとも、総選挙に當つて、私どもは立場は違つてもお互いに減税を公約した。あるいは道路をよくすることも確かに公約したのであります。あるいはまたそのほか諸般の点について公約した。しかし、減税を公約した者が、選挙民に増税をもたらすことを、これを言うと言つて、損だからと黙つておるといふことが、ほんとうに良心的なことであらうかどうか。それから、第二番に、少くとも減税を訴えて選挙民の支持と協力を得る者が、おれは増税をしないと約束しなかつたから増税しても差しつかえないのだという理屈というものは、民主政治の中で正当に評価し得られるものであらうかどうか。少くともあなたが道路をよくすると公約をしたことが、一方における減税公約と相俟つて、一般財源の中で道路をよくすると選挙民に印象を与えておることは当然なことではないか。私はあなた個人を追及するようではありませんが、これは自由民主

党の立場が当然であつてこそ、初めて民主政治というものが守られ得るのではないかと、そう考えます。それとも、あなたは、今おっしゃる通りに、減税は公約したけれども、増税しないといふ公約した覚えはないと言つて、てん然となさるおつもりですか。

○山中政府委員 私は今日までの政党政治を振り返りまして、あるいは戦後だけでいいのですが、公約というものがある、場合によっては半年で解散したとか、あるいは一年の短期だつたとかいふようなことで、なござりにされた観がなしとしないといふことを考えております。しかし、二大政党対立が発足いたしましたして、以来、政権がそう短時日、半年、一年のうちに交代して選挙になるといふことは大体考えられないのであります。従つて、政党がそれぞれ国民に公約をいたしました際には、必ず実行するものであり、また実行しなければ、その次の機会においては必ず信を失うものであることを覚悟してやらなければならぬといふ、こういう新しい時代になつておると考えます。従つて、政党的公約いたしましたものは、もちろん相対的な抵抗がかりにあるものでありまして、覚悟の上で公約しなければなりませんし、その実現にも努力しなければならぬと思ひます。従つて、選挙のときにはいい面だけを公約して、その悪い面は隠しておいて、あとで爪を現わしたといふようなことは、少くとも私は今日の国民の前には通らないと思つておつて、従つて、私どももいたしまして、そういうような増税の方は黙つておつてやつたといふことではなくして、あるいはまた増税しないと言つ

ておりません、だから増税して差しつかえないのだ、そういうような裏返しの議論ではなくして、私どもが減税しようと言つた内容の七百億に相当するものは、實際上国税、地方税の若干の変動はありましたが実現をしたといふことであり、一方また一つを取り上げて言へば、それはあるいはガソリン税の増税ということでありまして、私が、私どもがなぜそういう措置をするかといへば、それは公約をいたした一兆円の五カ年計画による道路の整備である、そのための財源を全部一般財源から投入することは不可能であるから、公約の実現のために増税をお願いせざるを得なかつた。これは財源措置であるから、私が申し上げたのは決して隠しておつたものではなく、こういう措置をもつて公約を実現いたしましたと申し上げれば、国民に御納得がいく、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○横山委員 あなたは公約を実行したという立場に立っていらつしやるので、私どもは公約は実行されてないという立場に立っているのです。決してそれは水かけ論で言うわけではありませぬ。本委員会が昨年の九月十五日、参議院で八月十五日、七月十五日、ともに佐藤大蔵大臣が明らかにせられましたことは、そばにいらつしやる原さんがよく御承知の通りであります。平年度八百億、初年度七百億と参議院の大蔵委員会、予算委員会が明らかにしておる。ただ、その勘定が、あのときはああであつたけれども、こうであつたと弁解はなさるけれども、そのときには厳然として速記録の中にあるわけでありまして。そんなんですよ。そ

ういふことは當らないのです。○早川委員長 横山君、大臣が見えましたが、五時から閣議があるそうでありますから、一つそのおつもりで御質問願ひます。

○横山委員 わかりました。それでは、今の続きであります。私が質問を始めたことは、要するにこれからの税制をどうなさるおつもりですかといふことを聞きたいために、今提案をされておる税制についての矛盾点を指摘したのであります。その矛盾点の第一は、公約の額が実行されてない、第二番目は、地方税の減税が所期通り実行されなかつた、第三番目は、約束されなかつた増税が行われた、第四番目には、水増し課税の憂いがある、苛斂誅求が行われるおそれがある、予算並びに大蔵委員会に議論になつたという四つの点を指摘いたしましたところ、公約は実行されたとおっしゃるから、私はそうではないといふ議論をいたしておるわけでありまして。少くとも大蔵大臣が参議院においておっしゃつた初年度七百億、平年度八百億という数字は速記録にあるのであるから、これを公約は完全に実行されたんだといふ言ひ方をなさつたのでは、僕らも黙つておるわけにいかぬといつて、今議論が行われておるわけでございます。これは大臣もお認めでございます。よろしくね。

○佐藤國務大臣 一番最初の参議院における答弁の数字がいろいろ問題を起しておられますが、その後たびたび七百億減税といふことを申し上げておられますから、過去の点は修正されておる、私はかように理解いたしております。いろいろ当時の点についての誤解もあつ

たやに私は考えますし、言葉の不足等もございまして、一たん公表されました各費目の合計などが、あるいは八百億になるとか七百億になるといふ御議論があり、それらの点について、後の答弁でその点は修正をいたした、かように私どもも考えております。当時その点いろいろ追及されました。私ども過去の点については十分御説明申し上げて御了承願ひた、かように考えておるのでございまして。

○横山委員 修正をされたという点については、これは裏返しといへば、あの当時言われたことはあつたといふふうになるかと私どもは思つておりました。本来お伺ひしたいところがそこにあつたわけではありませぬから、時間もありませんから次の問題へ進んでいきたいと思ひます。私が聞きたいのは、今われわれの目の前にある所得税法なり、租税特別措置法なり、この間上つた法人税法なり、あるいは今問題になつておる間接税法なり、それらを通して見て、これからどうなさるつもりであるかといふことが伺いたたいのです。今提案をされた、通つた法案のそれぞれの欠陥が明らかにされた、それぞれの長所が明らかにされました。政府は今税制審議会を新たに法制的に設置をして、そして聞くところによれば中央地方を通ずる税制の体系を立てる、企業課税をやるとか、あるいは耐用年数を考えるとかといふことを言われておられますが、これらの三つの問題は、私に言わせれば枝葉末節の問題だと思つておられます。税制がいかにかあるべきかといふ根本理念に少しも触れていない。今ここに与党の要望をいれられて初めて法制化をされる

税制審議会を充足させるに當つて、大蔵大臣としてこれからの税制についてどういふことをお考えであるか、根本的なものをお考えをこの際明らかにしてもらいたいのであります。

○佐藤内務大臣 今回は、皆様方の御批判もいただきまして、法律に基いて税制審議会を設け、權威のある税制の審議をお願いする考へてございまして、ただいま基本的な問題についてどう考へるかというお尋ねでございまして、申すまでもなく國民負担が適正であること、またその間に不公正、不公平があつては相ならないと思ひます。そういう意味において、基本的な税のあり方というものについて十分御考へ願うことは當然でございまして、今日まで、あるいはまた所得税法等については、しばしば過去の機会等におきましても種々考へられ、基本的な問題としてだんだん軽減の方向で研究はされております。同時にまた、いろいろ税のあり方から見まして、産業育成の面に支障があつたり、あるいは地方財政財源確保という点において欠けるところがあつたり、あるいはまた徴税の段階においていろいろ問題があつたりいたしました。ときに公平あるいは不公平あるいはまた政策的に十分目的を達しないとか、こういうふうなことが考へられますから、そういう点を特に過去の税制懇談会におきましては指摘いたしましたのであります。その指摘いたしましたもの、今後特に研究を要するものとして、企業課税のあり方であるとか、あるいは間接税のあり方であるとか、あるいは地方の税源の分配の問題であるとか、こういう点を特に指摘はいたしておりますが、これのみ

を取り上げるのではなくて、どこまでも基本的な税としてのあり方、また國民負担という観点に立つてあるべきかという点を基本的に考へ、その点からこの税制審議会が權威のあるものを生み出していただく、こういう考へは考へ方でございまして、さういふ考へて参りますと、過去の税制改正というものが、これは御指摘になりますように部分的な改正でありまして、またときに非常に急いだ等の点もございまして、それぞれ効果は上つておりますが、税金全般から見ると、ときに御批判も残つておる、かように考へますので、今回は、そういう点をもあわせて、基本的な問題として十分この税制調査会において御審議願う、こういう考へ方でありまして。

○横山委員 問題を二つに分けましよう。一つは根本的な税に対する考へ方の問題、一つは当面問題になる税の問題です。私は根本的な問題を今問題としておるわけですが、具体的にあげてこの点をどういふふうにお考へになるか、四つばかりだしてみたいと思ふ。一つは、税制の中で一番重視されるべきことは何であるかということであり、私どもは生活費に課税をしない。つまり低所得者から最優先的に減税をすべきだ。これを思つておりますが、いかがでございませうか。第二番目には、間接税と直接税の比率の問題です。どうも佐藤さんが大臣になられたから、間接税中心主義というのですか、間接税へ比重を移行なさうとするの考へがほのかに見えてならない。これは場合によつては非常な大衆取率の大衆課税に転化するおそれがあるか、第

三番目に、公平の問題です。今あなたがおっしゃつたように、減税というものが公平の精神を欠くとおっしゃつたのだが、ここ二、三年來租税特別措置法について私どもの激しい立場というものがあつて、政府側としてはその点について善処をしてこられたようであるけれども、どうもまた最近これが逆戻りするやうな気がする。公平の精神を貫くならば、租税特別措置法について勇敢な措置をとらなければならぬことが一つ。それから、もう一つは、大企業、中企業、小企業のバランス、法人と個人のバランス、それから中小企業と勤労者と農民とのバランスという問題がある。この公平の精神を貫く決意をお持ちであらうか、それとも、あなたのおっしゃる政策減税の必要性ということに、今後相当重点を置いていくつもりであるか。それから、四番目に税制の簡素化という点について、徹底したお考へをお持ちになる気持はないであらうか。今庶民が一番悩んでおるのは、税金というものはわからないということでありまして、だから税務署に何かしてやられたやうな気がする。わかりやすい税金ということについては、思い切つた考へ方をお持ちにならぬであらうか。以上まず根本的な問題として四つの点について御意見を伺います。

○佐藤内務大臣 たいまおあげになりました四つの問題は、四つがそれぞれの特長な全然分離されるべき性質のものではないに、全部関連性を持つもののように思ひます。こういう点が、基本的な問題として税制調査会において必ず取り上げられなければならない問題であることには間違いないと、私

は確信をいたします。

そこで、今四つあげて言われましたことについて、税制調査会の答申を待つことは当然でございしますが、個人的な意見として私自身の考へ方を少しつけ加えて申し上げますならば、いわゆる低所得者に対しての負担を軽減するという方向、これは、国税であろうが地方税であろうが、通じてそういう方向でなければならぬ。これはよくわかるのでございまして、今までの税制の改正におきましても、低所得者について負担の軽減ということをいつも考へて参つておると思ひます。一面納税者の数は減つておるが、税金の額はふえておる、あるいは今回の所得税の軽減の方法にいたしまして、低所得者というものについて考へるわけです。そこで、いわゆる所得税など税を納めない大衆の低所得者層、これが、所得税といわれないまでも、税負担としての軽減をとにかくはかるべきである。こういう観点に立つて参りますと、次の間接税の問題が必ず関連して参るのでございまして。

この間接税についてはいろいろの御議論があり、私は、ただいま別に間接税に中心を置き、直接税をそちらの方へ変えるやうな考へ方を持つておるわけではございませぬし、これこそは基本的な税のあり方、それぞれに国において間接税中心の国もあるし、直接税中心の国もあるやうでございまして、いろいろ基本的な研究していかなければならぬと思ひます。このあり方、このあり方、このあり方に、非常に負担になる、あるいは大衆課税になる、こういうやうな問題も引き起しやすのだと思ひますので、これ

は基本的な問題として十分御検討をわすらわすべし問題だと思ふのであります。

第三点の公平、これはもう、税の問題としては基本的な第一要件といふか、その基礎的な条件だと考へます。しかしながら、ときに例外的な措置、いわゆる特別措置としての政策的なものも加味せざるを得ない。しかしそれが根本的に公平の原則をそこなうやうなことがあつてはならない。そういう意味ではこの扱い方がどこまでも明瞭でなければならぬ。これは申すまでもないところだらうと思ひます。そういう意味におきまして、この特別措置の問題なども十分国会の御審議をいただく筋のものであらうか、かように私は個人的には考へます。同時にまた、御指摘になりましたように、法人と個人、あるいは大企業と中小企業あるいはまた農民、こういうやうな関係においての税の調整、これは大きな問題だらうと思ふのであります。もちろん十分これにも留意することが肝要だ、かように信じます。

最後に、税の簡素化の問題でございまして、この簡素化の問題もいろいろ努力はして参りました。今日も非常に税制は複雑だ、私はよくそういうことを申し上げるのでございまして、あるいは皆様に失礼に當るかわかりませぬが、国会の議員先生諸君にして、みずからの所得をみずから申告され得る方が一体何人おありか、これはおそらく私自身にもできないことではございませぬが、ときにその申告が十分できないために、当然減額されるべきものであるものもそれを控除されなくて申告なさる、あるいはまたときにはその税の扱い方につ

いて準備が不十分のために、せつかくの申告をあとで訂正する、いわゆる源泉課税の問題からいろいろ問題が起つたりする、こういうようなことで、これでは実際申しわけない。そういう意味で、この税のあり方が非常にわかりにくいというようなことで、特にそれに重点などを置いて参りますと、それは間接税の方がわかりやすいという議論になるかと思ひますが、そういうことで大衆課税をふやすようなことがあつてはならない。今の扱い方で簡素化の方向では努力して参りますが、同時に、税務署等においても、大衆といつても相談ができるような態勢を整え、法的の不知によりまして大衆に迷惑がかからないように、これこそ徴税公務員の心がけとして特に私も指導し注意して参るつもりでございます。

それにいたしても、法制なりあるいは政令なりはほんとうによくわかるように書いて上げる、これはもう基本的な考え方で、私どもの努力すべき点だ、かように考えております。

○横山委員 今の瞬間は、大臣も先のことをお考えにならぬでもない状況にありますが、率直に自分のお考えになつておられることをおっしゃつておると私は思うわけですが、私は割合に記憶が強い方でありまして、一年過ぎに今の大臣のおっしゃつたことが確実に着実に前進をおられることを、私は強く期待したいと思つております。今おっしゃつたことは全く私と意見の一致することでありまして、さて実行することになりまして、大へんなことだと私は思うわけですが、先ほど政務次官と議論をいたしましたことは、こういうこととて、それは、約束されなかつた

増税が行われたということは、選挙民に對して公約違反ではないかと言つたら、そうでないと詭弁をなされるわけです。私は、そういう良心的な立場というものは、減税を公約した者は増税をしないという立場において減税を公約しているのだ、こういうことを申し上げたのですが、それは議論でありまして、あなたにお答えを求めようとは思ひません。どうぞ一つ今おっしゃつたことが一年過ぎなり次の年度の予算において正確に実行されるように、期待をいたしたいと思つております。

〔委員長退席、足立委員長代理着席〕

それに關連してお伺ひしたいのは、税金というものは税法にあるものだけ税金ではないかということをお話し上げた。それは、国民が共同社会の一員としてある限りにおいては、どうしても出さねばならぬ義理合ひというものによつて、国家に奉仕しているものがたくさんござります。第一はPTAの会費である。第二番目には勤労教育費であります。第三番目には勤労奉仕がまだ依然ござります。第四番目には何かの分担金なり寄付金があり、たくさんのものが税金ならざる税金としてあるわけですが、大蔵大臣として、警察の庁舎の修繕なりあるいはいろいろな官庁の修繕の予算を捻出なさるときに、その予算で完全に警察署が建つとお思ひになつていらつしやるのであります。また事実建つておられるのであります。その中に入れられておられる計器なりあるいはいろいろな備品なりというものは、税金ならざる税金というものが、税金ならざる税金と、義務教育のものにありながら、

実は小学校の生徒の教育費の六割まではまだ父兄が負担しておられるということにお気づきでありませうか。私がお伺ひしたいのは、そういう税金にあらざる実質的な税金を、大蔵大臣としてどういうふうにお考えであらうか。また、初めてこの話をお聞きになつたとするならば、今後どういうふうになさるうとするのか。私は具体的な数字を持つておられますけれども、時間ございませぬから提示はいたしませんけれども、このことは、かつて前の大蔵大臣の際に、予算委員会でも、今おわかりになりましたけれども、足立政務次官が非常に感銘をして、ぜひそれは漸減をしなければならぬといつて、大蔵省から一べん通達を出してもらつたことがあります。けれども、残念なことにこれは全く意味をなさなかつた。誠意があつても何らの効果がなかつたわけでありまして、何としてもこの税金ならざる税金というものをこの際なくしていかねば、ほんとうのものでないのではないかと気がいたしますので、この点について大蔵大臣の所見をお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 御意見はしごくもつともでございます。私なども、寄付金あるいは名目のいかんによらない分担金、いわゆる税ならざるものが多額な出費を國民にしている、こういうような事態につきましては、心からそういうことのないようにしたいものだと考えておるのでございまして、ただいまかつて通達が出たが通達効果がいろいろ経過的にこれを見ますと、最近はこの種の税金にあらざる國民の負担というものについて各方面の意見が非

常にきびしく出ておりますので、比較的改善されつつある、かようには信じますが、なお幾多の問題が残つておる。私は私に感ずるのであります。もちろん限りある歳入によりまして限りのない歳出をまかなつていくのでございませぬから、そういう場合に、管理者の立場にありますが、事の重要さあるいはその緊急度というものを取り違えて支出などいたしますと、後にいろいろ問題が起つたり、あるいはまた当初から寄付金や分担金を予想して建設計画を立てておられるというやうなことが、過去においては間々私どもも何うでもないことだから、管理者としてはよく事の軽重なりあるいは緊急度なりを十分に考えて、この限りある歳入を使つてもらいたし、また事前に寄付金や分担金を予定しての工事計画などは厳に戒むべきことだ、そういうことが綱紀の頽落を来たし、また問題を引き起すのだといふことで、絶えず注意をいたしておるところであります。しかしながら、まだまだ今後私どもの努力しなければならぬ点が非常に多いように思つております。ただいまお話しになりましたうちにおきまして、事柄によりましては当然に税をもつてまかなわなければならないものも、考えられるものもあるものであります。こういうものは今後の扱い方において十分工夫をして参らなければならぬと思ひます。御指摘の点に對しては私どもも今後十分関係方面に對しては注意を促したい、かように考えております。

○横山委員 足立さんが委員長席に就いておつたのですが、予算委員会では足立政務次官と長きにわたつて一問一答をいたしました。わかつた、それでは政府としては善処しようという約束をあのときになさつて、それからあとで書面をすつと出してもらった。けれども、その後一片の書面は何らの効果も残念ながらなかつた。私は痛嘆せざるを得なかつたわけでありまして、今大蔵大臣が同様の意を表されて、関係の向きへ御注意をなさるといふ話でありまして、それはしていただくことはけつこうでありますけれども、残念なことが、その話の限りでは効果がありません。少くとも、今日の日本において、税金というものは納得づくで納められなければならぬ、これは國の方としても重要なものなんだといふ説得力を持たせるためには、これだけ出してもらえばもういいのですという立場が厳然としてなければならぬと思つております。ところが、その税と全く同じやうな立場で分担金があり、寄付金が存在しておられるといふことであります。これは決して強制ではないと言へます。しかし、村々で、町々で、これらの寄付金がどんな実態を持つて徴収をされておるかといふことは、あるいは大臣にはおわかりにならないかもしれませぬけれども、これはある意味では村八分の背景も持つて行われておるのであります。それは、私に、この適正な執行という面からいつても、この際大きく考えなければならぬことではなからうか、こういうふうにご感ずるわけでありませぬ。私は、今初めて大蔵大臣にこの話をいたしました。すぐに具体的な回

答をいただこうとは必ずしも思いませんけれども、一片のお話なり一片の御通知だけでこれが終るものでは断じてないし、またこれが放置しておいてそれでいいものでは絶対にないと思はるべきであります。その意味で重ねてお伺いをいたしますけれども、この租税にあらざる租税——日本だけではなからうと思ふのでありますが、町々村々に存在する租税にあらざる租税というものがある、実は租税以上の額をしておるは一人当り一万七千八百円だそうでありますが、このような全く任意な寄付金まで含めると、国民は租税の一人平均一万七千八百円よりもっとたくさんのお金を払っておるという事実を、大蔵大臣はどうお考えか、どうなさろうとおぼつか、重ねて御意見を伺いたいのであります。

○佐藤國務大臣 先ほど一応の経過は申し上げたので、重ねては申し上げません。問題は近代国家として租税によつて歳出がまかなわれ、こういう建前でなければならぬし、また近代国家におきまして国民の負担といふもの、これが一番論議があるところでございます。そういうふうに考えて参りますと、国民の負担が適正であるかどうかということが、国会の審議においても一番中心であられ、また、地方議会においても、当然同様の観点に立つてのきびしい議論の開陳があつてしかるべきだと思ふのであります。しかし、御指摘になりましたような寄付金、分担金、その他勤勞奉仕、いわゆる租税にあらざる租税といわれる国民の負担が、国に関するよりも地方団体においてより大きいものがあるのでは

ないかと実は思ふのであります。もちろん国の關係においても全然皆無だとは申し上げません。これらの点については、国に関する限り私どもが十分注意し得るところでありますから、比較的容易でございますが、地方の自治体におけるこの種の支出になりますと、これは地方の古い長い間の慣行というものも実はあるのでございまして、理論的にこれは悪いことだ、いいことではないということがわかつておりまして、短期間のうちにはなかなかこれが是正されないのではなからうと思はるのであります。一面におきまして、昔ならば相互に助け合ふというような感じならば、比較的軽い気持ちでかような協力もされた向きがあるかと思はれますが、少くとも近代国家として国をなし、地方団体が自治体としていわゆる行政水準を高めていく、こういう方向である現状から見ますと過去の慣行がどうあるろうと、当然これは修正するべきものであつて、この点については、よほど指導も、また地方住民の方々の感覚もそういう意味においての鋭い批判を要望してやまないものがあるものであります。もちろん、政府なり責任を持つ者から、機会あるごとに、かような意味についての注意は喚起いたしますもの、これは注意だけで済むことではなからうと思はれますので、結局この自治体としてのあり方、地方議会におきましても十分自治体としての範囲においてみずから規制するべきものがあるではないか、かように私は考える次第であります。

○横山委員 少くとも、減税は、今の状態では二つの意味においてしりが抜けておる。一つは、法律上減税し

ても、徴税上の技術によつて実効を示さない。これは庶民の声であります。ちよつと税務署の職員が、あるいは国税庁で勘案すれば、多少の減税は実効を何ら示さない。第二番目には、減税をすれば今度は寄付金でくる。何かの形でそういうふうにくる。だから、税金と寄付金と相対的な議論をしなればいかぬというのが總体の声であります。私はその意味で今の問題を取り上げていただきたいと思ふのですが、一回一つ政府、大蔵省ないしは国税庁において、租税にあらざる租税といふものを御研究なさる必要があるのではなからうか、そしてほんとうに国民の所得というものに減税がされたのであるかどうかという、全体的な大きな意味の租税負担の検討をなさらぬと意味がなれないのではなからうか、私はそう思つて、その御意見を一つ伺いたしたのであります。

それから、時間がありませんから、もう一つ伺つておきたいのは、これは原さんにお答え願つてもけっこうであります。具体的問題として、今大蔵省が考へております税制の今後の具体的な問題は何かあるかという点、事務的でけっこうであります。たとえば、中央地方を通ずる問題、企業課税とかあるいは間税とか話が出ておりますが、今まで審議を通じて私も感じたこともございまして、政府側としても法案作成並びに審議の過程で案じられた点もあつたかと思はれますが、これからの税制改正の具体的な問題点はどのようなものを考へておられるのか、それを伺いたいと思ひます。

先ほど大臣も言われましたようなことを考へております。さてその一つ一つについてどういふことがあるか。

〔足立委員長代理退席、委員長着席〕

それからまた大きな中小の問題がどういふものがあるか。いろいろあると思ひます。企業課税の中で言いますれば、まず今回の取り上げ方は、企業というものが資本、労働、経営というふうなもので仕事をやつていく、それからいろいろな税がかかる。利潤にはもちろん所得税、法人税がかかり、また事業税がかかる。ところが使つております固定資産には固定資産税がかかる。いろいろ税のからまりがあります。こういうものをまず一望のもとにおさめて、企業の総合的な負担といふものを見る必要がある。そして、その総合的な負担といふものは、単に一つの総合的な負担でなくて、企業の生産諸要素のそれぞれについて、どういふふうな負担の傾斜になつていくかというところも見る必要があるわけでございます。固定資産に対して非常に負担が多ければ、それはそれだけの経済的影響を持つわけでございます。そういうふうなことを見て、そして半面企業といふものを最も能率よく動かすといふことが、国の経済政策の大きな柱であるかと思ひます。これは何も税で動かすということではないわけであり、促進であるとか、あるいはまた補助助成による促進といふようなこともあると思ひます。また税制がその企業の円滑な回転に大きな影響を持つ。ただいま申しましたいろいろな生産諸要素に対する税の傾斜が影響を持つばかりで

なく、さらには利潤に対する税のかけ方が、単にフラットな税率でかけるかあるいは累進課税をするか、超過課税をするか、いろいろなやり方があるといふような意味においても、その税のかけ方で企業の反応が違つてくる。ちよつと申し上げただけでも、そういう非常に広い問題があり、かつ広い範囲の中に問題は無数にあると言つていいと思ふのです。私どもは、それら、どうしたら企業が能率的に動くか、また少くともそのまににならぬように、場合によつては政策的にそれを税の面で促進するとすればどういふことがあるか、この場合はもちろん特別措置的な意味で利益を与える角度は一応抜いて、やはり同じ一兆なら一兆の税を徴収するのには、どういふふうなコンストラクションにしたらいいか、こういうことも考へていかなければならぬといふふうに思ひます。

これは申し上げるとしても時間がかりますし、二年、三年かかつてやろうというところで、また一つ——きょうは大臣もおられるところから長講申し上げるのも何ですから、私のために時間をいただきましたと思ひます。ぜひ聞いていただきたいと思ひます。

○奥村委員 関連して。

税制改正につきまして、私どもは、今回の政府の税制改正は、全く自民党の公約を忠実に実現しているもので、非常にけっこうだと思ふのであります。ただ一点遺憾に思ひますことは、間接税の中で酒税の減税が行われていない。これは税制調査会あるいは臨時税制調査会などの答申にたびたび出てゐる。酒税は高過ぎるから減税しなけ

ればいかぬという答申が出ていますし、また、主税局長あたりの御答弁にも、財源に余裕があれば減税したいということがたびたび言われておった。しかも、今回の税制改正において、同じ間接税の中で物品税が大幅に減税されたにかかわらず、同じ種類のこの酒税について、みりんは大幅に減税になったけれども、ほかの酒類は全然省みられなかった。来年度さらに大幅な減税の機会が見込まれるのなら、もう一年待つということも考えられるが、来年果して減税の機会があるかどうか確信が持てぬとすれば、酒税だけが置き去り食ったことについては、はなはだ遺憾に思う。しかも、政府は近いうちに酒類に対するマル公の制度を廃止しようとしておられる。御承知の通り、このマル公の制度は戦時中から続いていたものであり、高率な税を負担する酒類に対しては、特別の事情があるとしてマル公の制度を維持してきたので、マル公制度を撤廃するについては、酒税ももう少し減税してからマル公を撤廃する、これが順序であると考えておったのであります。これらの点については、とて本日は時間がなさそうでありまして、いずれ日を改めてお尋ねいたしたいと思つておる。ただ、最後のマル公を撤廃するために、その後の事象に対処するために、酒類業団体の改正案を政府は今国会に提案しておられますが、この酒類法改正案に対す

おそのほかに、物品税その他の税改正法案、あるいは参議院から送られて参りました貴金属処理の法案など、予算に直接関連する重要法案が当委員会に山積しておるのであります。これはおそらくこの月うちに衆参両院とも議了しなければならぬ。それを政府も希望しておられることと思つておる。そこで、その際に、この酒類業団体の法がつかつておるが、酒類法は四月一日に実施するという特別の理由はあるようにも思えないし、まだ会期は五月十七日まであるわけでありまして、また、政府のたびたびの御答弁によりまして、マル公の廃止は急ぐわけではな、来年にも考えよう、こういうこととありますから、それならば、そのマル公廃止後対処する法律案のこの酒類法は、場合によっては継続審議にして、次の国会で議してもいい、こういうふうにも考えるので、さしずめ今月中にこの予算関連の税制改正法案その他の重要法案の緊急なものを審議するについては、この酒類業団体の改正法案はあと回しにせざるを得ない本委員会の事情であります。政府は、さしずめ今月中に、あるいは今直ちにこれを審議通過させなければならぬという理由はなさそうに思いますが、大蔵大臣はこの点についてどうお考えになりますか。

○佐藤國務大臣 政府といたしましては、提案をいたしました法案は、全部が何ら修正を加えられないで成立することを心から願つております。それはいかなる法律でありましようとも、提案いたしますまでにあらゆる研さんを遂げ、最終的結論を出しておるものごさいますから、その点におきましては、今御指摘になりました酒類法も実は同様でございますし、ことにこの国会に提案をいたしましたのも、御承知のように参議院の定期的な選挙を控えておる際でございますので、特に私も緊急を要する重要法案は全部提案いたし、これを会期中に無事成立させていたきたいというふうな気持ちで、お願いをいたしておる次第であります。先ほど来の奥村委員のお話のうちには、御意見にわたる点もあるようでありまして、どうか政府の意のあるところを十分御了承賜りまして、本委員会におきましても十分御審議賜りますようお願い申し上げます。

○横山委員 この際、国税庁長官北島さんがいらつしやいますから、所得税法及び租税特別措置法が実行される段階の問題として、多少場違いかもしれませんが、前から考えておりましたことをただしておきたいと思つてあります。それは国税庁における労働問題であります。私は、本委員会であなたに、もう三回か四回ばかり、国税庁における労働問題について私の率直な意見も申し上げて、あなたの善処を要望いたしておつたわけでありまして、最近聞くところによりまして、少しもよくなつていないようであります。時間節約のために私から申し上げますが、全国税の労働組合は組織がえのために人事院に登録の申請を出したところ、これがまだ登録が終つてないという理由で、あなたの方としては全国税の労働組合に一切団体交渉も話し合ひもなさつていらつしやらないそううであります。私は二つの点からあな

たの御意見をたださなければなりません。一つは、人事院の登録がないという事実は、憲法における労働者の団結権、団体交渉権を排除するものではないということでありまして、この法律論争を続けようと思えば、私もこの道でもできませんが、しかし、問題は、より第二の点についてあなたにただしたいのです。それは、事実問題として、税務署に働く皆さんの労働者と、またその代表である一つの組織と一切団体交渉をしない、話をしないということで済むものであるかどうかという点であります。そういうことが一体いいことか悪いことか。法律上の問題ではありませんが、対人関係と申しますか、そういう意味合いで、どうお考えであろうか。これは法律上の論争をさておくとしたとしても、実質上の意見も聴取し、あなたの方の立場も述べ、そうして話し合ひをする、そういうことを避けてはならぬと私は思うのです。そう申す私も、実は御存じかもしれませんが、国鉄労働組合におりまして、首を切られて、首を切られた私がおつたのでは団体交渉しないと、国鉄当局が騒いだことがございまして、私の体験を含めて言うのです、それが済まぬのでありまして、最後に裁判所がまん中に入りまして、私がおりましたもやっぱ話し合ひはすべきだということになりました。円満に落着をいたし、私の職員たるの職責を尽したわけでございます。私は、国鉄の特殊性もございまして、税務署の職員というものは、その人が商店へ出かけていって、話をして、そうして税額を決定する非常に重い責任がある。ある場合においては、その人個人に課せられた国の責務というものはとうもなものである。またその人の裁量によつてずいぶん違うということをも勘定に入れますならば、大へんな責任である痛感をいたします。その人たちが胸にうつくつする気持ちをいつまでも内蔵して、あなた方が組織を相手にせぬということであるならば、これは一体どうしたものか。それとも、あなたに対してさしあたりこうすればいいのだという解決案、つまりその解決案については組合側も説明し得る、そういうものをお持ちでありましようか。それともこのまま放置をなさつておくつもりでありましようか。ないしは、私の申し上げるように、法律上の問題はさておきとして、実質上の話をなさるお気持はないのでありましようか。このまま放置されるべきではないと私は確信をいたすのであります。長官の御意見を承りたいのであります。

○早川委員長 採決の時間が迫まっておりますから、簡潔に御答弁願います。○北島政府委員 全国税労働組合といたしましては、前は全国税職員労働組合でありまして、これが昨年の暮れに改組されました。今までは連合体でございまして、全国一本の単一団体にしようというので、旧組合は解散いたしました。新しい全国税労働組合を結成したということでございます。が、それに際しまして、過去において国家公務員法違反によりまして免職された者が三人役員の中に入つておつたわけでございます。この状態におきまして、全国税は人事院に登録を申請したわけでありまして、その登録は旧組合

の解散と新全国税労働組合の登録、この二つの内容を持っておたようでありませう。ところで、御承知のことでございますけれども、国家公務員法におきましては、九十八条二項でございませうか、及びそれに基くところの人事院規則によりまして、国家公務員法上の

いわゆる交渉は、人事院に登録された職員との団体によるみ行われなければならぬ、こういうふうなことに相違しております。そこで、新しい全国税労働組合が人事院に登録を申請いたしましたところ、人事院においては、理由を付して、すなわち今度の全国税労働組合というものは国税職員以外の者をも組合員とするような規約を含んでおるといことが第一点、現にまた全国税の職員でない免職者が役員になっておるといことが第二点、それから第三点は、たしか決議の方法が代議員のさらに復代理を認めておるといような内容だったのでございます。そういうようなことで登録を却下された。

登録を却下されまると、私もといたしましては、現在の国家公務員法上の建前からいたしまして、国家公務員法上の職員団体との交渉は人事院に登録された団体によるみ行われなければならぬ、こういう現在の法制のもとにおきまして、私もとしては、遺憾ながらいわゆる団体交渉には応ぜられない、こういう態度でおるわけでありませう。そこで、いろいろ、あるいは全大蔵その他公共関係会議からの私へのアプローチがございませうが、私もといたしましては、やはりただいまの原則はくずすわけにはいかない。ですから、どうか、組合員におかれまして、現在登録できるような状態にしていた

だきたい、こういうようなことを申し上げておるわけでありませう。われわれといたしましては、国家公務員法上の交渉し得る団体ということには現在なっておりますので、はなはだ残念ながら交渉には応ぜられない、こういう状況でございます。

○横山委員 私私が言っておることにまだ答えていらしゃらないようでございますが、法律上の問題を二、三指摘いたしますと、人事院がこの問題について意見を付して組合へ回付してきたという点は、私は大いに人事院に言いたいことがあるのですが、それはここにおりませんから——私もといたしましては、人事院の考え方、及び人事院の考え方を受けておられるあなたの考え方にも誤りがあると思ふ。しかしそれは今言いません。

それから、第三番目に、あなたのおっしゃるように、かりに国家公務員法上の話し合いはできないとしても、百歩譲ってそうだとすると、憲法で保障されております団体行動権を奪うことはできませんよ。あなたはその矛盾に気がついていらしゃらないのですか。公務員法上の職員の団体ではない、百歩を譲ってそうだといたしまししょう。だからといって、全国税を労働組合でないといふことは言えないのです。これに労働大臣が、機関車労働組合のあり方について、すでに労働委員会に証言をいたしておる。公務員法上の組合ではないけれども、憲法上の労働組合であるといふふう言われておる。従って、現に存在をする組織であり、法律上は今言いましたような立場をとって、なおかつあなたが全面的にこれと団体交渉の話し合いを拒否なさ

るといふことは、これは憲法違反である、そういうことになりませう。ただ、しかし、私は法律上の論争をあなたと大蔵委員会でするよりも、実際問題としてあなたはどうなんですかというところを聞きたいのであります。ところが、単にしゃくし定木に、法律上の問題で団体交渉いたしませんというて、一体それで済むものであろうかどうか。しかも、私の知るところでは、首を切られた人は三人だという話でありませうが、委員長さんは首を切られてないのである。そうだといたしたならば、これは明らかに代表たる資格を備えているのですよ。もしそうならば、たとえば今の国鉄労働組合を例にいたしまししょう。二十一人も首を切られた人間を抱えておるのです。それでも団体交渉が行われておるのです。その意味がわかりませうか。どこにあなたの矛盾があるか、おわかりになりますか。かりに一人だつて、あなたの言うところの職員でない人間を抱えておるような組合とは団体交渉はできないというならば、それじゃ現場にそういう人が一人おつたらその組合は認められないといふことになりましたら、これは法律上の問題として非常な問題であります。問題は、その組織の代表たる資格を備えるものが、今の政治上の課題、法律上の課題になっておるのであります。

繰返し申しますが、法律上の議論なら私は幾らでもいたします。けれど、北島さん、あなたもこの法律の番犬とかそういう労働省のお役人でもないのですから、国税庁長官として、全国の税務署に働いておる職員諸君の希望なり不満なり——またそれが形作ってお

る組織というものの実態なり、実際に存在しておるといふ事実、目をおおるわけにはいかぬではありませうか。あなたが人と人とのつながりを主張せられる人であるとするならば、実際問題として、話し合いまで全部拒否をなさるといふことは、あなたにふさわしいからぬやり方ではありませうか。こういう点について、私はあなたの人間的な気持を聞いておるのです。法律上の問題ならば私も幾らでもやりませうけれども、そうでない立場でどうなさるおつもりですかといふことをお伺いしておるのです。

○北島政府委員 昨年でございましたが、ここで横山先生に、たしか当時の全国税職員労働組合の方針を御説明申し上げた。それに対して、職員組合の副委員長は、その通りだ、方針を転換したんだ、こういう説明がありました。それによりまして、その当時から方針を転換いたしました、いわば階級的労働組合である、こういう考えのもとに、職制、すなわち係長以上はすべて敵だといふ考えを持しまして、もっぱら職場の攪乱——われわれから見ますれば職場の攪乱、徴税機構の攪乱とも見られる方面に相当動いておったかの感があったのであります。やむを得ず、私もといたしましては、表に現われた国家公務員法違反の行動によりまして、それぞれ適切な処分をいたしたのであります。それ以後態度はやはり依然として変らないわけでありませう。ただ、その当時におきましては、全国税職員労働組合というものは登録された団体であったのです。その中にやはり免職者の方が役員になっておられました、われわれの立場とい

たしましては、やはり登録された団体である以上、もちろん交渉には応じませう、ただし、交渉場におきましては職員でない方の入ることはお断わりする、こういう態度で参つたわけでございます。ところが、昨年の暮れに組織を改変いたしました、今度はいわば単一化の方向に決議をもって踏み切つたのであります。新しく今度は全国税労働組合というものを作りまして、それには職員以外の者も組合員となり得る規約を持ち、かつまた現実に新しい役員には免職者が入つておる、こういうことで、人事院は国家公務員法上の交渉し得る職員団体でないとして登録を却下されたのであります。われわれといたしましては、こういう職員団体との交渉につきましては、やはり一定のルールがなければならぬ、一定のルールに乗つた上での交渉でなければならぬといふ建前をとつておりますので、ただいまのような状況では、はなはだ残念ながら交渉には応じられないという態度であるわけでありませう。

○早川委員 横山さん、二法案の議題外になっておりますので、大体この辺にして、またの機会に一つ……

○横山委員 長官の今の御答弁を聞いて非常に残念に思ひます。それは、あなた、全国税という組合が、係長以上を敵だと言ふ、徴税機構を攪乱しておるといふ表現の中に、国税庁の職員及びその組織に対するあなたからいふ非常な敵愾心を持っておるといふことが感ぜられるのであります。今偶然にそういう表現をお使いになつたのかもしれないけれども、私も客観的にこう静かに話を進めておる者に対して、非常にふさわしいから北島さんの敵愾

心、こういう敵愾心から実は反射的に
双方が離れ、遠のいてしまうのではあ
るまいか。あなたは、おれの方は正しい
という観点に立っていらつしやるよう
だ。組合はすべていけないという態度
に立っていらつしやるようだ。だとし
たならば、こういう言葉は——あなた
は首を振っていらつしやるが、首を
振っていらつしやるとすれば、そういう
言葉は、私は北島さんにふさわしから
ぬことだと思ふ。私は全国の税務署で
何が行われたか、いろいろと聞いてみ
ましたが、それを今ここであなたに一
つ一つ言おうとすれば切りがないか
ら、そういうことは取り上げずに、し
かもまた法律上の論争もしないでおき
ますが、そうではなくして、あなたが
全国の税務職員の見玉として、人間を
それだけ率いて仕事をなさっていらつ
しやる方として、どうなさるのですか
という態度でお伺いしているのです
が、ちっともベースが今のところ合っ
ていません。合っていないのは、合っ
ていないだけのあなたの理由があるか
もしれませんが、それでは長官として
の道を少し踏みはずしていらつしやる
ないかとおそれるのです。あなたのそ
ういう敵愾心が、反射的に組合を硬化
させ、またそれがあなたを硬化させる
ということ、私は客観的に指摘せざ
るを得ないのです。どう思いますか。

うすると、お前はその組織を否認する
のか、こういう問題でございしますが、
現実の問題といたしまして、私は多く
の税務職員といろいろ話をし、昔から
も存じておりますので、状況はよく存
じております。それによりまして、五
万三千八十一人の全国税職員は、今の
組合指導者の指導しているようなあり
方には決して同調してはいないのであり
ます。私は決して組合が悪いというこ
とは——言つたとすれば私としては改
めなければいけぬですが、残念ながら
やはり一部指導者のために誤まられて
いるんだ、こういう感じは切にしてお
ります。

そこで、人間としても少し話し合
わなければならぬ、こういう話であ
りますが、私は、こういういわば労働
運動というものは、一定のルールに
よつて、そうして一定の土俵の上で行
われなければならぬのじゃないか。そ
れには私もとしてはやはり守るべき
限界がある、こういう感じなのであり
まして、ただいまのような状況では、
はなはだ残念であります、交渉する
わけにはいかない、こう考えたのであ
ります。あるいはお前はがんだと
おつしやるかもしれないが、私はほ
んとうにそう考えています。

役員であります。ちょうど中国は気に
入らないというのと似ておるようなと
ころがあります、やはり経営者は経
営者としての自主性があると同時に、
労働者には労働者としての役員をみず
から選択する自主性があります。その
自主性に基いて選出された人が、あ
なたから見えて気に入らうと、あるいは
気に入るまいと、そんなことは干渉す
ることはありません。従つて、その
役員がどういふふうに変遷をしていく
かということ、あなたが口出しすべ
きことではないのであります。どうい
う役員であろうと、あなたは組織の代
表者として尊重をしなければならぬ立
場にあるわけでありまして、その点につ
いてあなたは誤まりを犯しておる。国
税が国税としてどういふふうなこれか
らの道を歩くかどうかは、全国税の傘
下におられる労働者諸君がみずから信
じみずから選んだ人を通じて、今後の
道を歩くであります。それが、今
あなたのような考えをし、そしてその
考えに基いて、もしもあなた及びあな
たの部下の職員が行動をするならば、
明らかにこれは不当労働行為になりま
す。組合の人事に干渉する言動をな
し、そういう行動をすることになるの
であります。私はその片りんをもうす
でに知っております。けれども私は今
そのことを言おうとはしません。根本
的なものと考え方としてあなた方が誤
まりを犯しておる、そういうことを私
はこの際十分に反省を願いたいと思つ
てあります。すべて物事がそうであ
るように、完全な組織というものは、
労働組合にもありますまいし、あなた
の方だつて、先ほどお認めになつたよ
うに、完全ではありますまい。不完全

同士がお互いに組織を通じて話し合い
をするのでから、この不完全さがあ
なたは気になつて相手を認めない、話
もしないというところは、法律上の問題
を離れて日ごろ尊敬をしておりますあ
なたの立場として、あり方として、い
ささかこの点について私は苦言を呈せ
ざるを得ない。間違ひを指摘せざるを
得ない。これは何回も私は本委員会
あなたに御忠告を申し上げました。こ
の道ばかりは長官は間違つておる。こ
の道ばかりはもう一度十分お考えに
なつて、労働運動のあり方というもの
を本質的にお定めになつて行動せられ
んことを、私は強く指摘をし望まし
いと思ひます。

いづれ具体的な問題につきましては
機会を改めて御意見を申し上げ、御質
問いたしたいと思つておりますが、
今日は時間もありませんから、大筋の
問題として私の意見を表明し、考えを
述べておきます。

○早川委員長 これにて両法案に対す
る質疑は終了いたしました。
御報告いたします。ただいま議題と
なつております内閣提出の所得税法の
一部を改正する法律案に対して、
奥村又十郎君外二十五名より修正案が
委員長の手元に提出されております。
この際提出者の趣旨説明を求めます。
奥村又十郎君。

○早川委員長 これにて修正案の趣旨
説明は終了しました。
これにて修正案に対する質疑は終了
いたします。

○松尾委員 私は、ただいま上程され
ました所得税法の一部改正案並びに租
税特別措置法の一部改正案に対し、日

○奥村委員 本修正案の案文は、すで
にお手元に配付してありますので、朗
読は省略させていただきます。
修正の内容は、現行法においては、
税務署または国税局が青色申告者に対
してその青色申告の承認、取り消しを
する場合に、その通知書に取り消し
の理由を付記しなくともよいことにな
つておりますが、善良な青色申告の
納税者に対し不当にその権利が侵害さ
れることを防止するために、この修正
案で、青色申告の承認、取り消しをす
るときは、その取り消しの理由を付記
しなければならないこととしようとす
るものであります。

○松尾委員 私は、ただいま上程され
ました所得税法の一部改正案並びに租
税特別措置法の一部改正案に対し、日

第二十六條の三第十一項に後段と
して次のように加ふる。
この場合において、前項の規定
による承認の取消の通知をするこ
きは、その取消の基因となつた事
由が同項に定める事由のいずれに
該当するかを附記しなければなら
ない。
附則第二十項中「第二十六條第四
項」の下に、「第二十六條の三第十
一」を加ふる。

昭和三十四年三月二十八日印刷

昭和三十四年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局